

令和6年度パレア若狭印刷物（チラシ・プログラム等）作成業務 仕様書

1 業務内容

町が主催する音楽ホール公演や文化講座への集客のため、内容を周知するチラシの作成業務（レイアウトおよびデザイン、印刷、製本など）を下記のとおり行う。

(1) レイアウトおよびデザイン業務

ア デザインについて

音楽ホール公演や文化講座等にふさわしい美観を備え、出演者や講師等を尊重する配慮が行き届き、かつ公演や講座の認知度や関心を高める内容及び公演や講座の概要・日時・料金等の情報をわかりやすく伝えるものであること。

イ 原稿について

デザインの原稿となる文字データおよび図版は町から提供する。

ウ デザイン案は1案以上とし、委細を町と協議のうえ決定するものとする。

(2) 印刷製本業務

ア 下記に示す印刷制作物の用紙は、経費算定のため例でありデザインに応じて予算の範囲内でその都度検討する。

チラシの用紙 A4判 コート 73kg

プログラムの用紙 A3判 マットコート 90kg

二つ折りにし完成形はA4判とする。ただし、公演により大きさを変更することがある。

イ 印刷方法はすべてオフセット印刷とし、化粧裁断とする。

ウ 仕様の変更について

各印刷物の仕様を変更する必要がある場合は、予算の範囲内で協議の上、変更を行うものとする。

エ 令和6年度に予定している公演等で作成する印刷物の種類別の予算は下記による。内容を調整中の公演等は、順次追加・変更を行う。

プログラム等の作成は、同一公演等チラシと合わせての発注とする。

ただし、プログラム作成がない公演等も発生する。

公演・講座名	種類	数量	刷色数	予算（税込）
音楽ホール公演 両面印刷版	チラシ	15,000	表4色・裏1色	102,300
音楽ホール公演 片面印刷版	チラシ	15,000	表4色	69,300
公演プログラム A3を二つ折りの場合	プログラム	500	両面1色	50,600
文化講座等	チラシ	1,000	表4色	44,000

(3) 納品業務

ア 指定する部数を町に納品する。

イ 町ホームページなどへの掲載用として、指定するデータサイズのPDFファイル、jpg ファイルを提出する。

ウ 印刷後に文字変更等修正が発生した際は、速やかにデータ修正に応じ、必要に応じて、町担当者が変更作業を行って出来るデータを提出すること。フォントはアウトライン化を行うこと。

2 納品期限

(1) チラシ

指定期日までに全ての校正を終えて印刷し納品する。

音楽ホール公演の場合：町が資料を提示した日から1か月以内（概ね公演の3～6か月前）

文化講座等の場合：町が資料を提示した日から1か月以内（概ね開催日の2か月前）

(2) プログラムの場合は、指定期日までに印刷および製本を行う。

町が資料を提示した日から2週間以内（概ね公演の1週間前まで）

3 再委託の取り扱い

受託者は業務の全部を再委託することはできない。

ただし、業務の一部について再委託を行うときは事前に承認を得ること。

4 その他

(1) 打合せについて

町と協議の上、決定するものとする。ただし町の都合を配慮することを要する。

(2) 著作権について

ア 製作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、製作物の引き渡しをもって町に譲渡されるものとする。

イ チラシ・プログラムに関するデザインなど一切の著作権は町に帰属する。

ウ 町がデジタルデータの提出を求めた際には、速やかに提出すること。なお、町は提出されたデータを自由に再利用できるものとする。

エ 町が提供する資料のほか、デザインに必要なイラスト等の作成・使用は自由であるが、第三者が作成した素材等を使用する場合は、事前に町と協議すること。また、その素材等の著作権について十分に留意すること。なお、素材等を使用した場合に発生する使用料等の経費は、パレア若狭印刷物（チラシ・プログラム等）作成業務受託者が負担することとする。

(3) 年度内発注数について

主に音楽ホール公演周知のための印刷物作成業務のため、年間の公演数により、年度内の発注を確約するものではない。

(4) この仕様書に定めのない事項は、双方協議して定める。